

請求人 様

新宿区監査委員	白 井 裕 子
同	小 池 勇 士
同	國 井 政 利
同	豊 島 あつし

### 新宿区職員措置請求について（通知）

令和 2 年 1 月 16 日付けで提出された新宿区職員措置請求書に基づく職員措置請求（住民監査請求）については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

### 記

#### 1 事実経過

請求人は、令和 2 年 1 月 16 日、新宿区監査委員（以下「委員」という。）に対し、令和元年 11 月 1 日時点における収入未済額及び延滞金債権並びに平成 30 年度における不納欠損額を監査対象として掲げ、未徴収の区立の認可保育園の保育料（延滞金債権を含む。）について、滞納処分を一律怠っていること、徴収に必要な講ずべき債権管理を怠っていることにより不納欠損金が発生し、これにより本来区の歳入となるべきものを失う財政的損失が生じている旨の住民監査請求を行った。

#### 2 却下の理由

##### (1) 未徴収の区立の認可保育園の保育料について

住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する機能を住民に認めた制度であり、また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）に基づく直接請求の一つとしての事務の監査請求制度とは異なり、住民一人からでもすることができることとされている。これらのことに鑑みれば、住民監査請求は、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、対象とする当該行為等が他の事項から

区別して特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示されていることを要する。また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法性又は不当性を判断するのを相当とするときは、個別の当該行為等を逐一摘示して特定することまでが常に要求されるわけではないとされている。

請求人は、未徴収の区立の認可保育園の保育料（以下「未徴収保育料」という。）について、滞納処分を一律怠っていることを怠る事実として、これによって区の被った損害を補填するために必要な措置をとることを求めている。

ところで、未徴収保育料の滞納処分は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 7 項により地方税の滞納処分の例により処分することができることとされており、いわゆる裁量的行為である。したがって、その怠る事実が違法又は不当であることの判断は、滞納額や滞納者の収入の状況等滞納状況に応じて判断すべき性質のものであって、個別的、具体的な事情を考慮することなく一体的にその違法性又は不当性を判断することを相当とするような性質のものではない。

これを本件請求についてみると、請求人は、令和元年 11 月 1 日時点における収入未済額の件数及び金額の総数を監査対象として掲げているに過ぎず、これをもって、対象とする怠る事実が他の事項から区別して特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示されていると認めることはできない。

また、請求人は、未徴収保育料について、徴収に必要な講ずべき債権管理を怠っていることを怠る事実として主張しているが、対象となる行為の具体性を欠いており、監査対象となる怠る事実を特定認識することができない。

## (2) 延滞金債権について

請求人は、延滞金債権について、滞納処分を一律怠っていることを怠る事実として主張しているが、この請求内容は、先に請求人が提出し、令和 2 年 1 月 7 日付け 31 新監査第 5313 号「新宿区職員措置請求について（通知）」により却下した請求と同様の主旨であると認められる。

また、請求人は、延滞金債権について、徴収に必要な講ずべき債権管理を怠っていることを怠る事実として主張しているが、上記(1)と同様に、対象となる行為の具体性を欠いており、監査対象となる怠る事実を特定認識することができない。

さらに、請求人は、延滞金債権について、滞納処分に着手する前提となる債権管理を怠っていることを怠る事実を含むと主張しているが、この請求内容は、先に請求人が提出し、令和元年 12 月 13 日付け 31 新監査第 5280 号「新宿区職員措置請求監査結果について」により委員が怠る事実の存在を認め、既に勧告済である。

(3) 不納欠損について

請求人は、平成 30 年度における不納欠損額を監査対象として掲げ、未徴収保育料について、徴収に必要な講ずべき債権管理を怠り、滞納された債権が最終的に不納欠損に至ったことは、本来区の歳入となるべきものを失う財政的損失であると主張しているが、その原因となる怠る事実については、上記(1)と同様に、対象となる行為の具体性を欠いており、監査対象となる怠る事実を特定認識することができないことから、請求人が財政的損失として主張する不納欠損は、監査対象としての前提を欠いている。

これらのことから、本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものとは認められず、同条に定める住民監査請求として不適法である。